

軸継手ボルトの非破壊検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

軸継手ボルトの非破壊検査に関する事項

改正理由

現行規則では、軸継手ボルトの開放検査において外観検査は要求されているものの、ボルト表面に錆が発見される等の異常な状態に対して、更なる追加の検査を行うことが明記されていない。

軸継手ボルトの損傷は、船舶の航行に支障を及ぼす重大な損傷であることから、これらの重大事故を未然に防止するため、必要に応じて軸継手ボルトの外観検査に加え、非破壊検査を行うよう関連規定を改めた。

改正内容

軸継手ボルトの開放検査において、外観検査の結果、検査員が必要と認める場合は、従来の外観検査に加え、磁粉探傷法による非破壊検査を行うことを明記した。